



薬食発 0324 第 2 号
平成 26 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正について

「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働省告示第 105 号) が 3 月 24 日に公布され、「薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合」(平成 20 年厚生労働省告示第 374 号) が別添のとおり一部改正されましたので、下記について御了知いただき、管下の関係業者等に対する周知徹底と指導に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 改正の内容

沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1 株) 及び乳濁細胞培養インフルエンザ HA ワクチン (H5N1 株) については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合は、検定を要しないこととした。

具体的には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成 25 年 6 月 7 日閣議決定) に定める海外発生期の以降に、ワクチン製造販売業者に対し、直ちに国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう要請した場合又はワクチンの製造株の確保等ができ次第当該ワクチンの生産を開始するよう要請した場合を想定している。

2. 適用期日

公布日 (平成 26 年 3 月 24 日)

○厚生労働省長部長印

葉事法(昭和三十九年法律第四十五号)第四十三条第一項、葉事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第六十条並に葉事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第1号)第十九条の規定に基づいても適用を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示第11四七十九号)の一項を次のよう改定する。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣 田村 勝久

1. 生物学的製剤の表沈降マハフルHハホウクチハ(H5N1株)の項の次に次のものと見る。

沈降細胞培養 エイザワク チン(H5 N1株)	中間 段階	1 一元放射免疫拡散試験法を用い るとき。 2 HA含量試験法を用いるとき。	280,600円 141,100円	1 一元放射免疫拡散試験法を用い るとき。 2 HA含量試験法を用いるとき。 3 第2分画プール液につき 4 小分製品につき 5 内容量が10mLであるとき。 6 9本
乳濁細胞培養イン フルエンザH.A.ワ クチン(H5N1株)	1 もので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェール含量試験を省略する場合には、97,800円を減じた額とする。	(1) 一元放射免疫拡散試験法を用い るとき。 (2) HA含量試験法を用いるとき。	457,100円 317,700円	1 一元放射免疫拡散試験法を用い るとき。 2 HA含量試験法を用いるとき。
2 専用混和液が2種類の製造番号 のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェール含量試験を省略する場合にあっては、当該試験を省略する専用混和液の製造番号1種類につき97,800円を減じた額とする。	(1) 一元放射免疫拡散試験法を用い るとき。 17本 専用混和液につき 内容量が2.5mLであるとき。	601,700円		

1. 生物学的製剤の表乳濁マハフルHハホウクチハ(H5N1株)の項の次に次のものと見る。

(2) HA含量試験法を用いると き。	462,200円	3 専用混和液が3種類の製造番号 のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェール含量試験を省略する場合には、当該試験を用いた額につき97,800円を減じた額とする。
(2) HA含量試験法を用いると き。	746,200円	3 専用混和液が3種類の製造番号 のもので構成されるとき。専用混和液につき2.5mLであるとき。
(2) HA含量試験法を用いると き。	606,800円	3 専用混和液が3種類の製造番号 のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェール含量試験を省略する場合には、当該試験を用いた額につき3本を減じた額とする。

2. 生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)(中間段階)の項によるものとする。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)(最終段階)
生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)の各の3.3.2に規定する試験法によるものとする。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)(最終段階)
生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン(H5N1株)の各の3.4.2、3.4.6及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。

2. 生物学的製剤基準の表沈降マハフルHハホウクチハ(H5N1株)の項の次に次の1.項を用いる。

乳濁細胞培養インフルエンザH.A.ワクチン(H5N1株)

生物学的製剤基準の乳濁細胞培養インフルエンザH.A.ワクチン(H5N1株)の各の3.4.1.2、3.4.1.5、3.4.1.7、3.4.2.2及び3.4.2.3に規定する試験法によるものとする。ただし、3.4.2.2及び3.4.2.3については、既に当該試験を行い、その品質が生物学的製剤基準に適合することが保証されている製造番号の専用混和液について省略することができる。

○厚生労働省長部長印
葉事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第1号)第11四七九号の規定に基づいても葉事法施行規則第11四七九号の規定に基づいても適用を要したことを除して厚生労働大臣が指定する医薬品等及び

2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。

2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェール含量試験を省略する場合にあっては、当該試験を省略する専用混和液の製造番号1種類につき97,800円を減じた額とする。

抗原剤につき

1. 一元放射免疫拡散試験法を用い

るとき。

17本

専用混和液につき

内容量が2.5mLであるとき。

601,700円

製造番号ごとに7本

ただし、スクワレン含量試験及びトコフェール含量試験を省略する場合は、当該試験を省略する場合には、当該試験を省略した本数とする。

3 専用混和液が3種類の製造番号のもので構成されるとき。専用混和液につき3本を減じた本数とする。

3 専用混和液が3種類の製造番号のもので構成されるとき。専用混和液につき3本を減じた本数とする。